

熊本県県有林森林整備事業実施要領

平成 26 年 3 月 25 日 森整第 1109 号

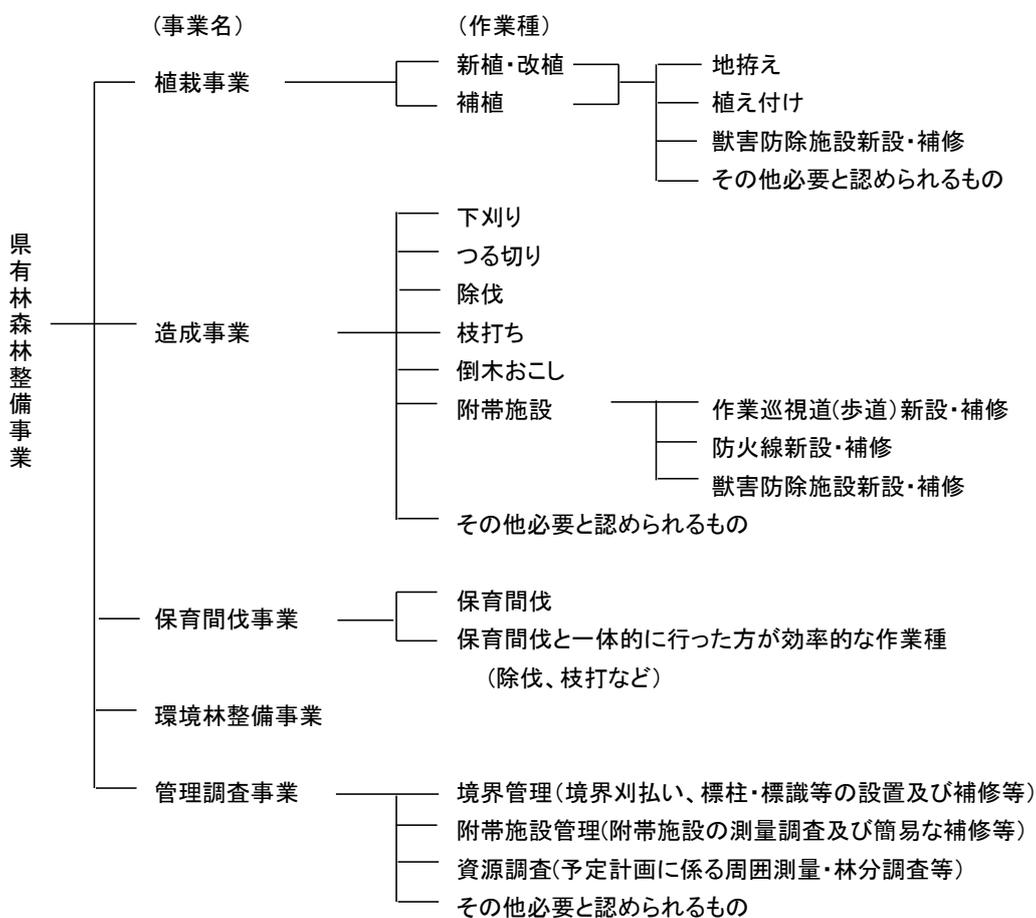
最終改正：平成 26 年 11 月 4 日 森整第 779 号

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、熊本県（以下「県」という。）が行う県有林森林整備事業（以下「事業」という。）を委託して実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(事業の範囲)

第 2 条 事業の範囲は、次により区分するものとする。



2 環境林整備事業については、別表 1 のとおりとする。

(標準仕様書)

第 3 条 事業に係る標準仕様書は、別に定める。

(予定計画の作成)

第4条 広域本部長又は広域本部地域振興局長（以下「広域本部長等」という。）は、熊本県県有林経営方針及び県有林経営計画等に基づき、必要に応じて現地調査を行い、事業を実施しようとする前年度の8月31日までに県有林森林整備事業予定計画書（以下「予定計画書」という。）（別記様式第1号の1から8）を農林水産部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。

- 2 広域本部長等は、予定計画の提出にあたっては、県有林以外の土地の使用が必要な場合は、土地の所有者及び土地に関し権利を有する者（以下「所有者等」という。）から、あらかじめ必要とする土地使用承諾書（別記参考様式第1号）を徴しておくものとする。
- 3 広域本部長等は、事業により設置する予定の附帯施設等について、事業期間終了後の施設管理に係る管理方針書を作成するものとする（別添参考様式第2号）。
- 4 予定計画書作成基準は、別に定める。
- 5 部長は、前項の予定計画書を審査し、事業を実施しようとする年度の予算が成立した場合は、予算の範囲内で事業量、事業費及びその他必要な事項を決定し、広域本部長等に県庁発注分も含めて通知（別記様式第2号）する。

(事業実施計画の決定等)

第5条 広域本部長等は、前条第5項で示された予算枠の決定通知に基づき、県庁発注分も含めて事業内容を精査し、事業実施計画書（別記様式第3号）に設計書等の関係書類を添えて部長に協議するものとする。

- 2 部長は、前項の規定に係る協議があった場合は、内容を審査のうえ、その結果を広域本部長等に通知するものとするとともに必要な予算の令達を行う。
- 3 広域本部長等は、事業実施にあたり、別表2（県有林森林整備事業スケジュール）に基づき、計画的に実施するものとする。

(事業の変更)

第6条 広域本部長等は、前条で通知を受けた内容を変更する場合（事業を実施しようとする年度に新規に事業を計画する場合も含む。）で、重要な変更該当する場合には、その理由を添えて、あらかじめ部長に協議するものとする。

- 2 前項の重要な変更は次のとおりとする。
 - (1) 事業箇所の変更・新規
 - (2) 事業量又は事業費の2割以上の増減
 - (3) 植栽樹種及びヘクタールあたりの植栽本数が実施通知と異なるとき。
 - (4) その他必要があるとき。
- 3 部長は、第1項の規定に係る協議があった場合は、内容を審査のうえ、その結果を広域本部長等に通知するとともに必要な予算の令達を行うものとする。

(委託相手の選定)

第7条 県は、委託をしようとする相手は、次の者から選定するものとする。

- (1) 事業に必要な専門的技術及び資格を有している者
- (2) 事業にかかる県有林の境界、資源配置等の知識を有している者

(事業の実施)

第8条 県は、委託しようとする者に対し、設計書、図面及び仕様書等（以下「設計図書」という。）を閲覧に付し、契約書（案）（別記参考様式第3号）を参考に契約を締結するものとする。

- 2 除伐木、被害木等の処理について、県が利用価値があると認めた伐倒木は、「県有林産物調査処分要領」により処分しなければならない。
- 3 森林病虫害等の駆除実施にあたっては、当要領及び森林病虫害等防除関係法規に基づいて、事業を実施しなければならない。

(事業実施時期)

第9条 事業は全て、適期に行わなければならない。

(契約締結報告等)

第10条 広域本部長等は、受託者から業務着手届が提出された場合(変更を含む。)は、契約締結(変更)報告書(別記様式第4号)に契約書の写しを添えて、速やかに部長に提出するものとする。

(事故等の報告)

第11条 広域本部長等は、事業実施中、気象災害又は森林病虫害獣害や労働災害等が発生したときは、直ちにその旨を部長に報告しなければならない。

(履行報告)

第12条 広域本部長等は、事業の工程管理を十分に行うものとし、前月の月末の履行状況について、県有林事業履行報告書(別記様式第5号)により毎月10日までに部長に報告するものとする。

(検査)

第13条 県広域本部長等は、受託者から業務完了通知書の提出があったときは、提出を受けた日から10日以内に受託者立会いの上、検査を行わなければならない。

- 2 前項の検査は、別に定める熊本県県有林森林整備事業検査基準により行うものとする。

(検査員)

第14条 検査員は、知事が任命した職員が行うものとする。

(実行簿の整理)

第15条 県は、事業完了後速やかに県有林森林整備事業実行簿（別記様式第6号）及び実行図を作成し、広域本部長等はその写しを事業完了後30日以内に部長に提出しなければならない。

2 前項の実行図作成方法は、別に定める県有林森林整備事業実行図作成基準による。

3 県は、事業で設置した附帯施設等に係る維持管理について管理方針書を作成し、協定等を締結したものについては、原本を実行簿綴に編さんし、広域本部長等はその写しを実行簿の写しとともに部長に提出するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年3月25日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

1 県有林造成事業実施要領（平成12年11月22日から施行）は廃止する。

2 熊本県県有林造成事業委託要領（平成17年7月1日から施行）は廃止する。

3 県有林植栽事業実施要領（平成25年4月1日から施行）は廃止する。

4 県有林保育間伐事業実施要領（平成24年3月19日から施行）は廃止する。

5 県有林環境林整備事業実施要領（平成25年2月14日から施行）は廃止する。

6 県有林管理調査業務委託要領（平成11年4月27日から施行）は廃止する。

附 則

この要領は、平成26年11月4日から施行する。

別表1(第2条の2関係)
 県有林環境林整備事業対象地一覧

事業の目的			
県有林環境林整備事業は、環境保全、生物多様性の確保、保健・文化・教育活動への貢献等を目的とし、下記に定める団地について、必要な施業を実施するものとする。			
市町村名	団地名	概要	写真
山鹿市	国見山	国見山団地は、県内で唯一100年を越えるクスノキの群生地である。 また、平成元年度から平成3年度にかけて県有林やすらぎの森林整備事業にて歩道等の整備を実施している。	
阿蘇市	杵島岳	杵島岳団地は、阿蘇山登山道路が縦断し、沿線からは米塚や阿蘇谷一帯が眺望できる。 また、登山道路沿線は景観及び防犯を目的として整理伐等を実施している。	
菊池市	鞍岳	鞍岳団地は、山頂から菊池平野及び阿蘇五岳が眺望でき、登山者も多い。 また、アソサイシン(特定希少野生植物)自生地でもある。	
八代市	西の岩	西の岩団地及び菖蒲谷団地の溪流沿いは、平成元年度から平成3年度にかけて県有林やすらぎの森林整備事業にて整備を実施し、森林浴に訪れる人々も多い。	
八代市	菖蒲谷	西の岩団地及び菖蒲谷団地の溪流沿いは、平成元年度から平成3年度にかけて県有林やすらぎの森林整備事業にて整備を実施し、森林浴に訪れる人々も多い。	

市町村名	団地名	概要	写真
人吉市	紅取	<p>紅取団地からは、人吉盆地を一望でき、市民の憩いの場として広く活用されており、平成元年度から平成3年度にかけて県有林やすらぎの森林整備事業にて整備を実施した。</p> <p>また一部は、サギソウ(特定希少野生植物)自生地でもある。</p>	
天草市	魚貫崎	<p>魚貫崎団地山頂部からは、東シナ海が望め、周囲にはシャリンバイの群落がある。</p> <p>また、食草となるシバハギが存在することからタイワンツバメシジミが生息している。</p>	

別表2（第5の3関係）

県有林森林整備事業スケジュール

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4~3
当年度 事業実施	1							=====						
	2		=====											
	3						=====							
	4	=====												
	5	=====												
前年度 事業計画等	1	=====												
	2	=====												
	3		=====											
	4					=====								
	5						=====							
	6											=====	=====	
	7													=====

別記様式第2号

第 号
年 月 日

広域本部長（地域振興局長）様

農林水産部長

平成 年度県有林 事業の事業費枠の決定通知書

平成 年度県有林 事業については、下記1のとおり決定しましたので、県有林森林整備事業実施要領第4条第5項の規定に基づき通知します。

なお、事業を実施しようとする場合は、同要領第5条第1項の規定により平成 年 月 日までに事業実施計画書の協議を行ってください。

記

1 決定内容一覧

計画番号	市町村名	団地名	林班	作業種	事業量	事業費(円)	備考
計							

2 その他留意事項

別記様式第3号

第 号
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部長（地域振興局長）

平成 年度県有林 事業実施計画について（協議）

平成 年 月 日付け森整第 号で事業費枠の決定通知のあった平成 年度県有林 事業について、下記のとおり実施計画書を作成しましたので、県有林森林整備事業実施要領第5条第1項の規定に基づき協議します。

記

1 事業実施箇所一覧

計画番号	市町村名	団地名	林班	作業種	事業量	事業費（円）	備考
計							

2 添付書類

- (1) 設計書
- (2) 仕様書
- (3) 施業図

別記様式第4号

第 号
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部長（地域振興局長）

平成 年度県有林 事業契約締結（変更）報告書

このことについて、下記の通り契約しましたので、県有林森林整備事業実施要領第10条の規定に基づき、報告します。

市町村名	団地名	林班	作業種	事業量 (ha、m)	設計額 (円)	契約額 (円)	契約 年月日	受託者	契約方法	予定価格 (円)	入札率 (%)	備考
合計												

注) 1 「契約方法」は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約（○者）、随意契約（単独）などと記入すること。
2 必要の無い字は消すこと。

別記様式第5号

第 号
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部長（地域振興局長）

平成 年度県有林 事業履行状況報告書

このことについて、県有林森林整備事業実施要領第12条の規定に基づき、報告します。

市町村名	団地名	林班	作業種	事業量 (ha、m)	設計額 (円)	契約額 (円)	契約 年月日	受託者	前月までの 履行状況 (%)	〇月の履 行状況 (%)	進捗率 (%)	備考
合計												

別記様式第6号

平成 年度県有林 事業実行簿

広域本部長（地域振興局長）：

市町村名	団地名	作業種	事業量 (ha、m)	設計額 (円)	契約額 (円)	支払額 (円)	受託者	契約 年月日	契約期間	着手年月日 完了年月日	検査年月日 支払年月日	契約 方法	予定価格 (円)	入札率 (%)	備考
市町村計															
局計															

- 注) 1 「契約方法」は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約（○者）、随意契約（単独）などと記入すること。
 2 「支払い年月日」は、会計課（又は総務出納課）の支払スタンプの年月日を記入すること。
 3 詳細を記入した実行図や設計根拠等を添付すること。
 4 保安林や自然公園等の伐採許可等を要した場合には、その許可証等の写しを添付すること。

土地 使用 承諾 書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

土地所有者 住所
氏名 印

(地上権者等) 住所
(権利名) 氏名 印

県有林〇〇事業施行のため次の土地を下記により使用されることを承諾します。

郡市	町村	大字	字	地番	台帳面積	実測又は見込面積	施行面積	所有者名 (地上権者名)

記

- 1 県有林森林整備事業の実施及び工作物の設置に関する土地の使用を承諾します。
- 2 使用料は、無償とします。
- 3 事業の実施行為並びに事業完了後の施設の維持管理行為について拒んだり、妨げとなるような行為はしません。
- 4 事業実施に必要な土地の形質の変更、工作物の設置上支障となる立木竹の伐採等については、事前に協議に応じます。
- 5 事業により発生した根株、伐採木、及び枝条について、事業現場内における林地還元として利用されることについては、同意します。
- 6 所有権、地上権、その他土地に付随する権利を売却又は譲渡する場合は、前各号を買受人又は譲渡人に承諾させます。
- 7 (木材を搬出する場合の例) 県有林外の立木については、〇〇が伐採し、市場等に搬出を行うものとします。
- 8 (木材を搬出しない場合の例) 県有林外の立木については、〇〇が伐採し、林内に集積するものとする。

県有林〇〇事業に伴う付帯施設等に係る管理方針書

(県が管理する場合の例)

熊本県（以下「県」という。）が設置した〇〇〇〇の管理方針書は、次のとおりとする。

第1 県が、平成〇〇年度〇〇管内県有林〇〇事業、〇〇市（郡）〇〇町（村）〇〇団地及び隣接民有林内において施工した〇〇〇〇（別添図面L=〇〇m、W=〇〇m）の管理については、県がこれを行う。

また、県は県有林経営において適切な施設管理を行うものとする。

第2 今後、県が県有林の維持管理のため第1の〇〇〇〇を使用する場合は、土地使用承諾書により無償でこれを使用できる。

第3 気象災害等による被災については、県で復旧する。また、県の使用により破損を生じた場合については、県が補修するものとする。

第4 第1の〇〇〇〇に対する災害を未然に防止するため、梅雨前等には横断溝の土砂排除等の管理を十分に行うものとする。

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別添の設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、頭書記載の業務（以下「業務」という。）を頭書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、この契約の目的物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとし、委託者は、頭書記載の業務委託料（以下「業務委託料」という。）を支払うものとする。
- 3 委託者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受託者又は受託者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、当該受託者又は受託者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、当該指示等を口頭で行った日から7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表及び業務計画書の提出)

- 第3条 受託者は、この契約の締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表及び業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表及び業務計画書を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して第1項の業務工程表及び業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約の締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 第1項の業務工程表及び業務計画書は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 契約保証金は、免除する。(※契約保証金を免除する場合)

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に

譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第6条 受託者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、前項に規定する主たる部分のほか、委託者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項を通知するよう請求することができる。

(監督員)

第7条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 委託者の意図する成果物を完成させるために受託者又は受託者の管理技術者に対して業務に関する指示を行うこと。
- (2) この契約及び設計図書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対して承諾又は回答を行うこと。
- (3) この契約の履行に関して受託者又は受託者の管理技術者と協議を行うこと。
- (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況を調査すること。

(管理技術者)

第8条 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に関するものを除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

(履行報告)

第9条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行状況について委託者に報告しなければならない。

(報告及び調査)

第10条 委託者は、履行期間中及び履行期間の終了後において必要と認める場合は、受託者に対しこの契約に関し必要な報告を求め、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 受託者は、委託者が前項の規定により報告を求め、又は調査を行うときは、これに応じるものとする。

(設計図書等の変更)

第11条 委託者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示の変更内容を受託者に通知して設計図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な経費を負担しなければならない。

(業務委託料の変更方法等)

第12条 業務委託料の変更については、次の式により変更後の業務委託料を算出するものとする。ただし、特別な事情がある場合には、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
業務委託料＝変更設計業務委託料×原業務委託料／原設計業務委託料

(受託者の請求による履行期間の延長)

第13条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、履行期間の満了の日の14日前までにその理由を明示した書面により委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(履行遅延の場合における延滞金)

第14条 受託者の責めに利すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、委託者は、延滞金を付して履行期間を延長することができる。この場合において、延長できる期間は、同一年度内に限るものとする。

2 前項の延滞金は、業務委託料に対して、延長日数に応じ、年パーセントの割合で計算した額とする。

(損害賠償の責任)

第15条 受託者は、その責めに帰すべき理由によって県有林産物を滅失し、又は毀損したことにより委託者に損害を与えたときは、直ちに委託者に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。損害が第三者に及んだときも同様とする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する場合は、委託者が負担するものとする。

(不可効力による損害)

第16条 天災その他の不可抗力によって成果品、仮設物又は履行場所に搬入済みの資材等に損害が生じたときは、受託者は、その損害の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び保険等によりてん補された部分を除く。）の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による通知により損害の状況が確認されたときは、その損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

(検査)

第17条 受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者又は委託者が検査を行う者として指定した職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から10日以内に受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査し、当該検査の完了後速やかにその結果を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 委託者は、受託者が前項の規定による申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の再検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第18条 受託者は、前条第2項の検査又は同条第5項の再検査（以下「検査」という。）に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を越えた日において満了したものとみなす。

（前金払）※前金払を認めるときは、施行伺い時又は契約伺い時にその理由を付す。

第19条 受託者は、業務を実施する上で必要があると認めるときは、業務委託料の10分の4以内の額で前払金の支払を委託者に請求することができる。

2 委託者は、必要があると認めるときは前項の規定による請求を受けた日から30日以内に前項の前払金を支払わなければならない。

（前払金の使用等）

第20条 受託者は、前条第1項の前払金を材料費、労務費、外注費、機械器具の貸借料、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃及び修繕費以外の支払に充当してはならない。

（委託者の解除権）

第21条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 管理技術者又は設計図書に定められた場合において照査技術者を配置しなかったとき。
- (4) 第24条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合その他不正行為による委託者の解除権)

第22条 委託者は、受託者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の規定による排除措置命令又は独占禁止法第65条若しくは第67条第1項の規定による審決（同条第2項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該排除措置命令又は審決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第50条第5項の規定により、確定したとき。
- (3) 受託者が、公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

2 前条第2項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(その他の委託者の解除権)

第23条 委託者は、業務が完了するまでの間は、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の解除権)

第24条 受託者は、委託者がこの契約に違反しとことよってこの契約の履行をできなくなったときは、この契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(賠償の予約)

第25条 受託者は、第21条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、第21条の2第1項第4号に該当する場合のうち、受託者に対する刑法第198条の規定による刑が確定したときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額の合計額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(相 殺)

第26条 受託者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年　　パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺できることとし、なお不足があるときは追徴する。

2 委託者は、前項の規定により追徴をする場合には、受託者から遅延日数につき年　　パーセントの割合で計算した額の遅延金を徴収する。

(協 議)

第27条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して

定める。